

長 建 協 発 第436 号
平成 2 5 年 1 2 月 2 0 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

建設工事におけるガスパ이프損傷事故の防止について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、ガス事故のうち、ガス事業者以外の者がガスパ이프等の近傍で行う工事の際、建設工事等の作業者がガスパ이프を損傷することにより、自ら負傷し、又はガス供給支障を起こすなどの事故が、ガス事故の中で1割以上を占めています。

この原因として、工事の際に、ガス事業者に事前照会をしていなかったためにガスパ이프の存在を知らずに作業にあたるなど、基本的な事項を守らなかった事案多く見受けられます。

このため、経済産業省より、ガスパ이프の付近で工事を行う場合は、事前確認を行うよう別添のとおり要請がまいっておりますので、ご留意下さるようお願い申し上げます。